

# 京都教育大学附属桃山中学校「学校いじめ防止基本方針」

## いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

## 1. 「学校いじめ防止基本方針」の策定

### （1）目的

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある重大かつ深刻な人権問題である。

本方針は、生徒の尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、本校のいじめの防止対策推進法の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

### （2）基本理念

全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすること、また、全ての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対し行われるいじめを認識しながら放置することができないようになるため、いじめが生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要なことを認識しつつ、国・地方公共団体・大学・学校・地域住民・家庭・その他の関係者連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

本校では、「人間としての尊厳を自覚し、お互いの個性を認め合い、尊重しあえる生徒を育てる」の人権教育の方針を受けて、大学・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの未然防止・早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、京都教育大学附属桃山中学校いじめ防止基本方針を策定する。

## 2. いじめ防止等の組織

### （1）委員会名 「京都教育大学附属桃山中学校 いじめ対策委員会」

### （2）構成員

学校長 副校長 主幹教諭（教頭） 教務主任 生徒指導部主任 帰国生徒教育部主任  
各学年主任 養護教諭 スクールカウンセラー

### （3）委員会として取り組む内容

- ・基本方針に基づく取組の実施、具体的な行動計画の作成、実行、検証、修正。
- ・未然防止対策、早期発見に向けての対策等の検討。
- ・関係機関、専門機関との連携対応。
- ・各学年の生徒の情報交換と課題の共有。
- ・いじめに関する情報に対する支援や指導及び保護者との連携対応の確認。

- ・重大事態に関する判断と対応。

(会議の回数・実施時期については、後述の「年間計画」に記載)

### 3. 教職員の資質の向上（校内研修）

#### ア. 基本的な考え方

「いじめ防止対策推進法」「いじめ対策委員会」を踏まえ、全教職員に対し、未然防止対策・早期発見に向けた対策・発覚時の適切な対応等に対し、校内研修の充実を図る。

#### イ. 研修の時期・内容等

- ・本校の研究会時（木曜日に開催）、夏季集中研究会時の生徒指導研究会時に実施する。
- ・内容は、「京都教育大学附属桃山中学校いじめ防止基本方針の徹底」「教職員のいじめに対する意識向上」「事例を基にした実践研修」「いじめアンケート結果を基にした研究」など。

### 4. 基本的施策

#### （1）学校におけるいじめの未然防止

##### ア. 授業改善

- ・本校独自の教育課程指導計画に基づく授業計画を作成し、全ての生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。
- ・学習規律の確立に努め、全ての生徒が安心して学習に臨める環境づくりを行う。
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成に重点を置いた学習形態を工夫する。
- ・各学年で指導すべき基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、すべての生徒に学習基盤の定着を図る。そのために日常的に学習規律（学びの作法）の確立に努め、生徒の特性を把握し効果的な学習形態を工夫することで生徒が安心して学習に臨める環境づくりを行う。
- ・全ての生徒に習得すべき基礎学力の定着を図る。

##### イ. 道徳教育

- ・道徳的実践力を育むため、教育活動全般を通して道徳教育の充実を図る。

##### ウ. 体験活動

- ・宿泊を伴う学習や校外での体験活動を通して仲間づくりを行う。
- ・学校行事（陸上競技大会・文化祭・M E T 発表会）を通して人間関係づくりを行う。
- ・幼稚園・小学校との異年齢交流学習やボランティア活動などの協働体験を通して、道徳的価値の深まりを図る。

##### エ. 生徒が自主的に行う活動

- ・生徒会活動や学級活動の活性化を図り、集団の一員として自覚を深め、自己有用感を高める取組を推進する。
- ・12月の「人権月間」の際、生徒会主催の「人権平和集会」を開催し、年間を通して学んだ内容（人権問題・いじめ問題・平和について）を各学年でまとめて発表する。また、「人権標語」や「人権スローガン」・「人権モニュメント」について、生徒会で考案し作成する。
- ・異年齢集団との交流（幼稚園・小学校を含む）を進め、望ましい人間関係の育成を図る。

##### オ. 生徒へのはたらきかけ

- ・北校舎各廊下掲示板を中心に、人権に関わる掲示物・標語等を掲示し啓発活動をする。
- ・「学校からのお知らせ」等に、いじめや命に関わる記事等を載せる。
- ・学級活動において、「学級討議」を推進し、民主的な学級運営を柱に取組を進める。

##### カ. 保護者の啓発

- ・「いじめ防止対策推進法」の趣旨や「京都教育大学附属桃山中学校いじめ防止基本方針」の内容を周知し、いじめ防止やいじめ解消に、保護者による子どもの観察や声かけが重要であること

を知らせ、理解と協力を得る。

## キ. その他

- ・学校評価アンケートを定期的に行い、結果を分析し、成果と課題を周知する。
- ・その際、P D C Aサイクルでの見直しも行う。

### (1) いじめの早期発見

#### ア. 情報の集約と情報の共有

- ・生徒指導主任は、日常的に問題行動の情報収集に努め、いじめに関わる情報については、些細なことやその疑いのあるものを含め、「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」で共有された情報は、学年主任等を通して全教職員で共有する。
- ・重大事態については、「いじめ対策委員会」を緊急に開き、対応等の検討の後、全教職員で情報等を共有する。

#### イ. 生徒に対する定期的な調査

##### ①アンケートの実施

- ・いじめアンケートを5月、2月に実施する。
- ・生徒会活動において、「いじめやいやがらせ」の調査を中心とした「人を大切にするためのアンケート」を実施する。(11月)

##### ②教育相談の実施

- ・5月と11月に「教育相談週間」を設定し、相談活動を積極的に行う。その際、各担任は必ずアンケートの結果を把握し、生徒の観察に努める。

#### ウ. ネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・携帯電話やスマートフォン・携帯ゲーム機における危険性及び問題行動との関連について生徒への指導、地域や保護者への啓発に努める。
- ・「非行防止教室」や「ケータイ安全教室」を全校、または学年単位で実施し、その内容を他学年の生徒にも周知する。
- ・ネットに関する問題行動等の事例を伴う校内研修を行い、いじめとの関わりや対応策について理解を深める。

## 5. いじめが起こったときの措置

### (1) 基本的な考え方

いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害生徒の支援や加害生徒への指導、周りの生徒の状況把握、大学をはじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について、適切な措置を講ずるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

### (2) いじめが発覚したときの対応

- ・いじめの発見や報告（些細なことや疑いを含め）があった場合は、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」を中心に、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ・周りの生徒への関わりを把握する。
- ・被害生徒への支援、加害生徒への指導体制をとる。
- ・被害及び加害生徒の保護者に連絡するとともに、大学にも報告する。
- ・被害生徒及び保護者への支援を行う。

- ・加害生徒への指導及び保護者への助言を行う。
- ・周りにいた生徒に対しても自分の問題として捉えさせる。必要に応じて学級集団への指導も行い再発を防ぐ。
- ・事実によっては、警察にも連絡を入れる。

## 6. 重大事態への対処

### (1) 基本的な考え方

重大事態への対処については、「いじめ防止対策推進法」を踏まえ、重大事態が発生した旨を京都教育大学長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都教育大学の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた生徒及びその保護者に調査に関わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

### (2) 重大事態が発生したときの対応

重大事態が発生した場合は、速やかに京都教育大学に報告し、調査の主体等についての協議を行う。重大事態として取り扱う案件は、(①生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。)が主なものであるが、生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があったときも、重大事態の疑いがあるものとして対応する。本校が調査の主体となる場合は、本校の下に組織を設け、(事実関係を明確にするための調査。必要に応じた適切な保護者への情報提供。京都教育大学への調査結果の報告。調査結果を踏まえた適切な措置。同種の事態発生の防止に向けた取組の推進等)を速やかに行う。

また、他の関係者が調査の主体となった場合は、京都教育大学の指示のもと、資料の提出など、調査へ協力する。

## 6. 関係機関との連携

- ・京都教育大学附属桃山中学校育友会との連携のもと、いじめ問題や「京都教育大学附属桃山中学校いじめ防止基本方針」に対する理解を深めていく。
- ・いじめの事案によっては、京都教育大学における委員会・警察署生活安全課少年係との連携を密にし、被害生徒の身の安全を最優先させるとともに、平素からスクールカウンセラーとの連携も密にし、精神的なケアを図る。

## 7. 年間計画（予定）

年間計画では、以下の事項の回数・実施時期などを策定する。

- ・「年間の取組の見直し」（P D C Aサイクルの期間）
- ・「いじめに関するアンケート（人を大切にするアンケート）」
- ・「いじめに特化、生徒指導に特化した校内研修」
- ・「未然防止の取組」（全校・学年の取組）
- ・「個別懇談」「教育相談」